

セゾンダイヤモンド・アメリカン・エクスプレス®・カード会員特約

第1条（本特約の適用）

株式会社クレディセゾン（以下「当社」といいます。）が発行するクレジットカード（以下「カード」といいます。）に係るセゾンカード規約（以下「セゾンカード規約」といい、セゾン・アメリカン・エクスプレス・カードの特則を含みます。）及び、当社所定のサイトにおいて別途定めるルール等（それらと本特約を総称して、以下単に「本特約等」といいます。）を承認し、セゾンダイヤモンド・アメリカン・エクスプレス・カード（以下「本カード」といいます。）のご利用のお申込みをされ、当社が入会を承諾した方（以下「本会員」といいます。）に、本カードを発行いたします。契約は、当社が承諾した日に成立するものとします。

本特約等で使用する用語の定義は、特に定めがある場合の他は、セゾンカード規約に準拠するものとします。

第2条（特典・サービスの利用）

- 本会員は、当社が提供する特典及びサービスを受ける場合、当社所定の方法により利用することができます。
- 当社は、提供する特典及びサービスを会員への事前告知なしに変更・廃止することができるものとします。

第3条（融資金の支払方法等）

本カードについては、セゾンカード規約第13条（融資金の支払方法等）（2）①はセゾン・アメリカン・エクスプレス・カードの特則第7条（セゾンゴールド・アメリカン・エクスプレス・カード、セゾンローズゴールド・アメリカン・エクスプレス・カード及びセゾンプラチナ・アメリカン・エクスプレス・カード）を適用します。

第4条（本規約の変更等の準用）

セゾンカード規約第19条（本規約の変更等）の規定は、本特約の変更について準用します。この場合において、セゾンカード規約第19条（本規約の変更等）中「本規約」とあるのは、「本特約」と読み替えるものとします。

第5条（適用規約）

本特約に定めのない事項については、セゾンカード規約が適用され、両規定が重複する場合は、本特約を優先します。

2024年6月現在

カードレス決済会員の書面交付に関する承諾事項（セゾンダイヤモンド・アメリカン・エクスプレス・カード）

1.株式会社クレディセゾン（以下「当社」という）は、NetアンサーのIDおよびパスワード（以下「ID、PW」という）ならびにセゾンPortalの利用により、クレジットカードを提示することなく「カード情報付与等に関する特約（セゾンダイヤモンド・アメリカン・エクスプレス・カード）」1条（1）で定義するデジタルカード情報によるショッピングサービスを利用することができるクレジットカードの会員（以下「カードレス決済会員」という）については、当社が、以下の法令に基づく書面を、電磁的方法で交付することについても承諾いただきます。

- 貸金業法第16条の2第2項書面。
- 割賦販売法第30条第1項、第2項書面。

2.前項の書面交付は、カードレス会員がID、PWを利用して当社のサーバー内にアクセスする方法により行うものとします。当社サーバーのデータベースは、PostgreSQL8.0以上を使用いたします。カードレス決済会員には交付に必要な環境をご準備いただきます。

2022年2月25日制定

カード情報付与等に関する特則（セゾンダイヤモンド・アメリカン・エクスプレス・カード）

第1条（本特則の適用）

(1) この「セゾンカードレス決済・カード情報付与等に関する特則（セゾンダイヤモンド・アメリカン・エクスプレス・カード）」（以下「本特則」といいます）は、株式会社クレディセゾン（以下「当社」といいます）が定める「セゾンカード規約」（以下「セゾンカード規約」といいます）、「セゾンNetアンサー規約」、「『セゾンPortal』利用規約」及び「セゾンダイヤモンド・アメリカン・エクスプレス・カード特約」（以下、これらを総称して「関連規約」といいます）に加え、本特則を承認し、セゾンダイヤモンド・アメリカン・エクスプレス・カード特約に定めるセゾンダイヤモンド・アメリカン・エクスプレス・カード（以下「本カード」といいます）のカード情報（セゾンカード規約第2条（カードの貸与）（1）に定めるカード情報であって、本特則第2条（カード情報の付与等）（1）に基づき付与するものをいい、以下「デジタルカード情報」といいます）を、当社が提供するアプリケーション・プログラム「セゾンPortal」（以下「本アプリ」といいます）の画面に表示することにより付与することを申込み、当社がこれを承諾した方（以下「本会員」といいます）について、その保有するデジタルカード情報及び本アプリに関し適用されます。

(2) 本特則は、デジタルカード情報の利用条件を定めています。本会員になろうとする方には、本特則がデジタルカード情報の付与及び利用に関する契約条件として適用されることに同意いただきます。本特則をご確認いただき、内容を理解のうえ同意いただいた方のみ、デジタルカード情報の付与を受け、ご利用いただけます。

(3) 本会員は、以下①及び②のいずれも満たす方であることを条件とし、当社はその方に対して本特則に基づくサービスを提供します。

- ①本カードの有効な会員のうち、当社が認める者に提供するインターネットサービス「セゾンNetアンサー」の有効な会員の方
- ②本アプリの有効な利用者の方

第2条（カード情報の付与等）

(1) セゾンカード規約第2条（カードの貸与）の規定にかかわらず、当社は、本会員に対して、物理的なカードの発行に加え、デジタルカード情報を付与し、本会員は、デジタルカード情報を本アプリを通じて確認するものとします。

(2) 本会員については、関連規約その他当社が別途に定める規約における「セゾンカード」及び「カード」は、「デジタルカード情報」に適宜読み替え適用されます。

第3条（カード情報等による商品購入等）

(1) セゾンカード規約第5条（カードのご利用）の規定にかかわらず、本会員は、デジタルカード情報を利用して商品購入等を行う場合、セゾンカード規約第5条（カードのご利用）（3）後段に定める方法で利用します。

(2) セゾンカード規約第7条（弁済金の支払方法等）（2）①の規定にかかわらず、本会員がリボリング払いを利用する場合のリボ手数料の実質年率は、カードレス決済会員の書面交付に関する承諾事項（セゾンダイヤモンド・アメリカン・エクスプレス・カード）の1.に基づき、電磁的方法により通知するものとします。

第4条（本アプリでの利用時の本人確認）

当社は、本会員について、本アプリでのデジタルカード情報の閲覧その他本アプリの一部機能のご利用に当たり、パスワード又は生体認証機能による本人確認を行うものとし、当該確認をもって本会員本人による利用として取り扱います。

第5条（カードの紛失、盗難等）

(1) 本会員には、デジタルカード情報を登録した端末を紛失し又は盗難された場合にも、セゾンカード規約第16条（カードの紛失、盗難等）（1）に従い、当社への連絡、所轄の警察署へのお届け及び当社による調査にご協力いただくものとします。

(2) 本会員については、セゾンカード規約第16条（カードの紛失、盗難等）（2）②を以下のとおり読み替え適用するものとします。

(2) ②①以外に、本会員が関連規約に違反した場合。

(3) 本会員からデジタルカード情報を登録した端末の紛失し又は盗難された旨のご連絡を当社にいただいたときは、当社は、本会員に事前に通知することなく、デジタルカード情報の閲覧機能を一部停止することがあります。

第6条（カードの再発行）

セゾンカード規約第17条（カードの再発行）の規定にかかわらず、本会員が紛失等（デジタルカード情報が登録された端末を紛失し又は盗難された場合を含む）によりデジタルカード情報が使用不能になった場合、以下各号のとおりとします。

①本会員が、紛失等によりデジタルカード情報が使用不能になった場合、当社所定の手続きをおとりいただき、当社が認めた場合、デジタルカード情報を再付与します。なお、デジタルカード情報の再付与に加え、当社が認めた場合、本カードを再発行します。この場合、当社所定のカード再発行費用をご負担いただきます。

②前号の場合、本会員は、再付与されたデジタルカード情報を、本特則第2条（カード情報の付与等）（1）に定める方法で確

認するものとします。

第7条（会員資格の喪失等）

以下各号のいずれかに該当したときは、本特則に基づくデジタルカード情報の確認をすることはできなくなります。

- ①本会員がセゾンNetネットアンサー会員資格を喪失したとき。
- ②本会員が本アプリの有効な利用者でなくなったとき。

第8条（本規約の変更等の準用）

セゾンカード規約第19条（本規約の変更等）の規定は、本特則の変更について準用します。この場合において、セゾンカード規約第19条（本規約の変更等）中「本規約」とあるのは、「本特則」と読み替えるものとします。

第9条（適用規約）

本特則に定めのない事項については、関連規約が適用され、両規定が重複する場合は、本特則を優先します。

2023年10月16日制定